

第36回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部会議【結果】

令和3年2月2日(火)
経営会議終了後
議 場

検討事項1 新型コロナウイルスワクチン接種計画（案）

以下の計画に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種業務への対応を開始し、積極的に情報収集しつつ、変化する情勢に即応し、ワクチン接種を実施する。

1 方向性

新型コロナウイルスワクチンを、全市民に接種してもらうことは、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により、市町村において予防接種を行う事が決定された。

新型コロナウイルスワクチン接種は、業務内容が不透明であり、その準備・運営は、平時の業務量を大幅に上回る業務が見込まれる。

多摩市として、新型コロナウイルス感染症に対する脅威から、市民の安心と安全を守るために、新型コロナウイルスワクチン接種体制を構築し、全庁が一丸となって、迅速かつ的確なワクチン接種を行う。

また、通常業務においても、ワクチン接種への関わりがある業務は多数存在することから、常に、ワクチン接種がスムーズに進むように心がけ通常業務に取り組む。

2 ワクチンによる計画修正

提供されるワクチンにより“接種体制、接種間隔、保存温度、1バイアルの単位など”に違いがあることから、接種ワクチンの種類が決定した時点で計画の修正を行う。

3 体制

- 新型コロナウイルスワクチン接種は、短期間で全市民を対象としたワクチン接種業務であり、自治体として初めて取り組む業務であることから、全庁を挙げた体制で行う。
- 今後、想定外の業務が発生した場合は、その課題の業務量や困難度により、新たに担当チームを発足させるなど、柔軟な態勢を取ることとする。
- 早期にワクチン接種体制を整えるため、以下の体制により、事業を開始する。
 - ・ 多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例を準用し運用し、新型コロナウイルス対策本部を設置していることから、ワクチン接種体制も同条例第5条（新型インフルエンザ等現地対策本部）を準用し体制を構築する。
 - ・ 現地対策本部→新型コロナウイルスワクチン接種チームと読み替える。
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種チームは、新型コロナウイルス対策本部会議の下部組織として位置付ける。
 - ・ ワクチン接種業務について、新たなる課題が発見された場合は、対策本部で協議し、決定していく。

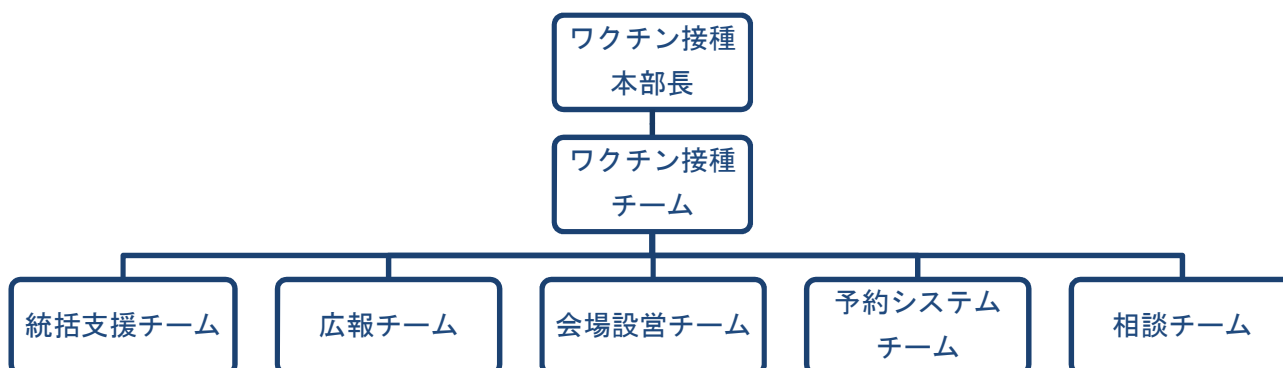
【参考】

第5条 本部長は、必要に応じて新型インフルエンザ等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地対策本部に所属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。
- 3 現地対策本部には、現地対策本部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

4 新型コロナウイルスワクチン接種チーム

(1) 体制図



(2) 分掌事務

① 基本的事項

- ワクチン接種チームが機動的に業務を実施できるよう、各チームは業務を行う。
- 人員については、オペレーションを担う人数であり、現場で従事する人数は、必要に応じて、別途、招集する。

② 役割分担

ワクチン接種において必要と思われる業務から、その業務に対し関連があると思われる組織を担当としている。

チーム名	担当（想定）	管理職	係長・担当	主な役割
ワクチン接種 本部長	保健医療政策 担当部長	1	－	全体統括に関する事 医師会との総合調整に関する事
ワクチン接種 チーム	特命事項担当 ★ 健康推進課	2	3	ワクチン接種に関する事 医師会との調整に関する事 接種会場の選定に関する事 国・東京都との調整に関する事
統括支援 チーム	防災安全課★ 人事課 総務契約課 都市計画課	4	4	ワクチン接種に関する総合調整に関する事 ワクチン接種チームの支援に関する事 応援職員の選定・派遣に関する事 ワクチン接種に伴う契約手続に関する事 コールセンター設置に関する事
広報チーム	広報担当★	1	2	全市民に向けた広報に関する事 報道機関との連絡調整に関する事
会場設営 チーム	道路交通課★ 教育振興課 施設所管課 その他関係課	2 + 施設 所管課長	6	会場に関する統括責任に関する事 会場設営・運営に関する事 会場周辺の整理に関する事 会場までの送迎に関する事 受付の導線における事前訓練に関する事
予約システム チーム	情報システム課★ 行政管理課 市民課 健康推進課	4	3	予約システムの構築に関する事 既存システムの改修に関する事 マイナンバーを取り扱う場合の調整に関する事
相談チーム	健幸まちづくり 推進室★ 子育て支援課 文化・生涯学 習推進課 福祉所管	3	4	コールセンター運営に関する事 高齢者等の相談に関する事 市民相談に関する事 一人親・女性相談等に関する事 外国人の相談に関する事 その他要配慮者の相談に関する事

※ 管理職については、事務従事を発令し対応する。

係長・担当職員は、可能な限り固定する。（状況により事務従事を発令）

③ チーム運営方法

- 月1回を目安に、全体連絡調整会議を開催（発足当初は月2回を想定）

※会議出席者は、課長を想定

- 各チームは、ワクチン接種チームの支援を行う。

- 各チームは、初めて取り組むプロジェクトであることを認識し、業務遂行する。
(業務進行状況により、時点修正が頻繁に行われることも想定しておく。)
- 新型コロナウイルスワクチン集団接種(仮称)は、自治体として初めて実施する事業であることから、慎重に進めるとともに、法律相談が必要と思われる場合は、必ず、法務担当に確認すること
- 各チームの調整は、チームリーダーの指示のもとに適宜行う。
- 一覧表中「★」印を付してある課長をチームリーダーとする。
- チーム間での調整が困難な場合は、統括支援チームが双方の調整にあたる。

5 早急に取り組まなければならない事項

- 予約システムの構築
- 接種会場の決定・導線の決定

6 基本的事項

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種概要

接種対象者	全市民(当面、16歳以上)
接種回数	1人2回(2か月に2回接種)
接種開始	令和3年4月上旬
接種順位	高齢者 → 基礎疾患・高齢者施設 → 一般市民 (医療従事者は勤務先等で対応)

(2) 接種スケジュール(見込み)

2月下旬	東京都療従事者先行接種開始
2~6月	ディープフリーザーの配備
3月上旬	個別接種を行う医療機関の委任状提出期限
3月中旬	東京都医療従事者優先接種開始 高齢者へ接種券郵送
4月上旬	高齢者への接種開始
4月下旬	高齢者以外へ接種券郵送
5月中旬	基礎疾患・高齢者施設従事者、一般市民の順に接種開始

7 接種会場について

標準的な会場レイアウトは、1月19日経営会議各部報告資料「新型コロナウイルスワクチン接種事業について」を参照

(1) ファーストステージ(高齢者、基礎疾患・高齢者施設従事者接種期)

- 永山公民館・関戸公民館・民間施設

(2) セカンドステージ(一般市民接種期)

- 永山公民館・関戸公民館・民間施設
- 各医療機関による個別接種(今後、医師会との調整が行われる想定)

(3) その他利用が想定される接種会場

① 留意事項

- 利用が見込まれる施設（現時点では未調整の施設も含む。）
- 会場設営撤去の費用を考慮すると、常設できることが望ましい。
- 会場の増設・変更には、医師会との調整が必要となる。
- 上記会場のほか、公共施設を使用する場合は、市民利用に配慮するとともに、施設管理者が市民へ説明しやすい利用方法を検討する。（例：診察する曜日をまとめる。第1週目は月水金、第2週目は火木土などの工夫）

② 候補地

候補地	選定理由
武道館 総合福祉センター	想定されている接種会場が手狭な場合 接種会場を増加する場合
小・中学校 コミュニティセンター	各地域に接種会場を増設する事が必要な場合
京王プラザホテル多摩 LINK FOREST	多摩センター駅周辺1機関の候補 ※引き続き、候補地確保のため、調整に努める。
ドライブスルー接種	候補地は未選定であるが、一般市民接種が始まった場合、多くの接種者を捌く事が必要な場合
キャンピングカー接種	各地域に出向く事が必要になった場合

8 その他

- ワクチン接種会場が公共施設となることから、来年度の事業は、実施方法や会場選定に十分に留意すること
- 厚労省や東京都から得られた情報は、適宜、情報共有を図ること
- ワクチン接種について、提案や新規情報を入手した場合は、統括支援チームへ情報提供すること

検討事項2 令和3年1月緊急事態宣言が延長された場合の市の対応について（案）

現在の緊急事態宣言期間は、2月7日とされているが、その期間が延長された場合、市の対応方針を確認する。

1 現在の取り組み要請内容が継続された場合

市の対応（案）：現在の取組を継続する。

2 新たな取組があった場合

市の対応（案）：国・都の要請内容を確認し、新たな取り組みがあった場合は、本部会議にて対応を検討する。

※ 公共施設の利用については、関係課長会にて、国・都から出される新たな取り組み内容に沿って、市の対応を検討する。

3 緊急事態宣言が解除された場合

市の対応（案）：感染症対策などの徹底を呼びかけつつ通常対応とする。